

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年12月15日（木） 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 田中委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月12日）から付託された事件（議案14件）
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時43分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年12月15日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員7人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案14件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでははじめに、議案第2号「令和4年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 それでは、議案第2号、総合窓口課所管の令和4年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算の主な補足説明を行います。補正予算書74、75ページ、第2款「保険給付費」、第6項「傷病手当諸費」、第1目「傷病手当金」につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の適用期間がこれまでの令和4年12月31日から令和5年3月31日に延長されたことから、所要の予算を計上するものであります。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 それでは国民健康保険事業特別会計、74ページ、75ページの第2款「保険給付費」第6項「傷病手当諸費」第1目「傷病手当金」、傷病手当金30万円についてお伺いします。まずこの金額、予算額の積算根拠についてお尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 申請1件当たりの想定といたしまして、今年度までの実績から1日当たりの支給単価を4,800円、支給日数を待機期間、週休日から5日としております。市全体の人口に対する国民健康保険の加入率から支給対象者を12.5人と見込みまして、令和5年1月から3月までの3か月間に必要な経費を計上しております。

ひさなが委員 分かりました。今、今年度までの実績からということもございましたけれども、これまでの実績についてお尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 令和４年度の支給実績は１１月末現在で、１０世帯１１人を対象に４６万８,９７３円を支給しております。

中平委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第２号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第４号「令和４年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

伊藤健康福祉部長 それでは、議案第４号介護保険事業特別会計の補正予算につきましては、主に令和３年度決算におけます第１号保険料剰余金の確定に伴いまして、剰余金のうち４００万円を介護給付費準備基金に積み立てるため、所要の経費を追加計上したものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 補正予算書９２から９３ページ、第３款「基金積立金」第１項「基金積立金」第４目「介護給付費準備基金」９００「介護給付費準備基金」３９９万９,０００円について、１２月補正で積み立てた理由についてお伺いします。

入野高齢福祉課長 介護給付費準備基金につきましては、介護保険財政の健全な運営に資するために設置されているもので、介護給付費に不足が生じた場合には取り崩し、剰余金が生じた場合は積み立てをして介護給付費の急増等の不測の事態に備えることとしております。令和３年度決算におきましては、第１号保険料に剰余金が生じたため、剰余金の一部を基金へ積み立てることとしております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第４号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第４号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第５号「令和４年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

井関市民生活部長 議案第５号、総合窓口課所管の令和４年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費を計上するものであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 8 号「長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 8 号「長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、通出張所の施設の老朽化に伴い、令和 5 年 2 月 1 日から山口県漁業協同組合通支店内に出張所機能に移転するにあたり、住所番を変更するものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 39 —

— 再開 9 : 40 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 19 号「長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補足説明につきましては、議案参考資料 25 ページから 27 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 昨日の一般会計補正予算第 8 号におきまして、債務負担行為補正が行われて、そこでも一部委員のほうから質疑が出されております。改めてこの公募によりながとてれば株式会社が提示された 5 年間の指定管理料 1 億 4,848 万

9,000 円の各年の金額についてお尋ねいたします。

山田企画政策課長 まず令和 5 年度ですけれども 2,061 万 6,000 円、令和 6 年度につきましては 2,245 万 9,000 円、令和 7 年度につきましては 2,993 万 4,000 円、令和 8 年度につきましては 3,521 万 2,000 円、令和 9 年度につきましては 4,026 万 8,000 円でございます。

林委員 指定管理期間が令和 5 年度から 9 年度末までの 5 年間に設定されていますけれども、理由っていうのは何だったんでしょうか。

山田企画政策課長 ケーブルテレビ放送施設の指定管理は平成 29 年 10 月に導入しまして、指定管理者の指定は今回で 4 回目となります。1 回目は公募による 2 年半の指定管理でしたが、2 回目、3 回目は光ファイバー網整備事業を実施していたことから非公募とし、それぞれ短期の 2 年間と 1 年間の指定管理としております。この度、今年度中に光ファイバー網整備事業が完了することや、条例改正により来年 4 月から新たな料金体系に移行することから、これまでの状況を踏まえまして、今回、長期の 5 年間の指定管理期間としたところです。指定管理期間を 5 年間として公募することで、各事業者におきましては、提案の検討の幅が広がり、応募しやすい環境となりますし、実際の運営におきましては、長期的な視野に立つことで、経営の安定化、雇用の安定化が図られ、指定管理者制度導入の目的であります住民サービスの質の向上と経費の削減がさらに図られるものと期待しているところでございます。

中平委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 19 号の全般にわたりご質疑はありませんか。

林委員 今一度なので副市長のほうにお尋ねしたいと思います。昨日からたくさん出番があつて大変だと思いますけど、昨日の一般会計の 8 号補正のところでも紹介したように、委員のほうからも質疑がございました。それに関連するんですけれども、指定管理料というのは課長が答弁されたように一つの大きな目標、目的としてやはり行政が直営するよりも経費、区分負担からすれば節減できるというのが大きな理由の一つなんですけれども、さっき言ったように地域雇用の面から見て、ケーブルテレビはすごく若い方々が働いていらっしゃる。将来もあります。そういう方たちの、これ指定管理料の中で当然人件費が含まれていますので、減らせばいいっていうもんじゃないと私は思ってるんですよ、その部分については。これは地域経済政策の中で、行政の施設の中で民間とはいえ働いてる方が、やっぱりそういう意味で、雇用不安になるようなことがあつてはならないし、若い人たちがこれから希望を持ってその職場でしっかり働いて、キャリアと年齢を重ねていく上で当然ご結婚なんかも考えられると思うんですけど、そのあたりの指定管理料っていうのは、指定管理者からの提案金額をもとに市と指定管理者が締結する協定によって定めると。だから

フィフティ、フィフティというか行政の関与もかなりあるわけです、当然。そのあたりのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

大谷副市長 今、委員がおっしゃいましたように、長門市のケーブルテレビの放送施設の指定管理ということに関しましては、実はテレビ放送もありますけれども、インターネットの通信環境の整備、こちらをあわせ受け持っていたくことになります。これはご案内のとおり、この世界はすでに、旧長門市の中で先行して民間事業体が行き組んでおられますように、確固たる基盤が必要であり、そして長い経営上の基盤も必要な事業でございます。そしてこの度 5 年間の事業展開について、いろいろ提案をいただきましたけれども、当然民間事業体同士の競争になりますので、先ほど担当課長が説明しましたけれども、大変厳しい経営環境にあることは確かです。しかも、長門市の人口が少しずつ減っているという中であって、当然受信される視聴者の人口も減っていく。この中で他の民間事業体としてのぎを削っていかねばいけない。ただし、この基盤は私ども長門市にとりましても大事な広報手段だと。そして、旧郡部の皆様にも格差のない通信環境を用意しなければいけない。こういう思いでこの度 5 年間という形で指定管理期間を定めたわけでございます。残念ながら 1 社だけのご応募と、ながとてれび株式会社から手が上がったにすぎませんでしたけれども、だからこそ、この事業体にはしっかり 5 年間業務を遂行していただきたいし、そしておっしゃるとおり、ここで働かれる皆さん、特にこのながとてれびは大変若い人材を雇用してこれまで取り組んできていただきました。こういった人材が安心して働ける環境を用意することは、当然私どもも考慮に入れています。したがって、他の民間事業体との競争は激しいものが続くことになりましようけれども、私どもとしては、この指定管理者制度の中で通信基盤を維持していきたいというふうに考えておりますので、人材の確保を含め、しっかりサポートしていきたい。それが、指定管理者制度の拠って立つところではないかというふうに考えております。

中平委員長 ほかに今一度、議案第 19 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 49 —

— 再開 9 : 50 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 9 号「長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案審議に先立ちまして、この度議案第 9 号におきまして、事前の私どもの確認不足により正誤表を送付することとなりまして、委員の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。それでは、議案第 9 号につきまして、補足説明を申し上げます。本条例の概要につきましては、議案参考資料 2 ページから 4 ページに記載をしておりますが、令和 5 年 4 月から、地方公務員の定年年齢が現行の 60 歳から段階的に 65 歳までに引上げられることに伴い、本市職員の定年引上げに関し必要な関係条例の改正等を行うものでございます。なお、定年引上げに伴う関係条例のうち、任期付職員に関する改正につきましては、議案第 10 号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、給与に関する改正につきましては、議案第 13 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」においてご審議をいただきます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 私から 1 点ほど。定年引上げ後、降任するような形になっていると思うんですけども、この理由というか、降任する必要はないのではないかなとも思うんですけども、この理由についてお伺いしたいと思います。

椎葉総務課長 役職定年を設ける趣旨といたしましては、定年の引上げによりまして職員が公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に一度就いた職員がそのまま在職し続けることとなった場合には、若手・中堅職員の昇進機会の減少により組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障が生じるおそれがあります。こうしたことから、国家公務員と同様に、若手・中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体としての活力を維持するため、役職に就く職員を原則 60 歳とし非管理職に異動させることとしたものでございます。

ひさなが委員 それでは 1 点ほどお尋ねいたします。定年の年齢が段階的に引上げられるというところで、退職する職員さんがいらっしやらない年度が生じてくることと思います。高年齢者の職員さんが増えて新規採用職員さんがいないということになると、新陳代謝が進まないのではないかと危惧するところでございますが、今後の採用計画についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

椎葉総務課長 定年年齢が 2 年ごとに 1 歳と段階的に引き上げられることから、定年退職者がおられない年度が、今後令和 13 年度まで 2 年おきに生じることと

なります。この定年引上げにつきましては、議案参考資料 3 ページに記載しておりますが、59 歳に達する年度に 60 歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を該当する職員に提供いたしまして、60 歳以後の勤務の意思を確認することとなります。60 歳以後の勤務としましては、60 歳に到達する年度に課長補佐級以上の管理職になられている方は、主査級以下に降任して勤務されるのか、それとも退職されて定年前短時間再任用で勤務をされるのか、また、それともそのまま退職されるのかといった勤務形態を選択するようになりますので、その際意思確認を行った結果、退職されるという方がおられましたら全体の職員数などを考慮して、翌年度の新規採用に向けて検討することになるのかと考えます。また、退職される方がおられるかどうかに関わらず、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた、中長期的な観点からの定員管理が必要であることから、定年退職者が生じない年度には採用を前倒しするですとか、新規採用者数を平準化することによりまして、毎年新規採用を行い、将来の世代間の偏りの抑制ですとか新陳代謝を図ってまいりたいと考えております。いずれにしても、業務量に応じて人員を適正に配置するという定員管理の基本的な趣旨に沿った対応も必要なことから、これらを勘案して計画的な職員採用を実施していきたいというふうに考えております。

綾城委員 議案参考資料の 2 ページ、3 ページ、4 ページ、これをもとに質問させていただきます。まず 1 点目、確認です。議案参考資料の 3「改正の内容」では、「定年を現行の 60 歳から 65 歳へ段階的に引上げ現行 60 歳としている定年年齢を、令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ引上げ、令和 13 年度以後、一律 65 歳とする」となっており、改正の内容を示す表が示されておりますけれども、これを見ますと令和 14 年度までの制度の移行期間中は 2 年に 1 回は定年退職者がいないというふうになっておりますけれども、その解釈でよろしいでしょうか。

椎葉総務課長 委員ご案内のとおり、1 歳ずつ引き上げられますので、表にございますように、令和 5 年度、7 年度、9 年度、11 年度、最後 13 年度、こちらにつきましては定年退職者はおられないということになります。

綾城委員 分かりました。続いて、一つ戻りますけど議案参考資料の 2「対象となる条例」についてです。(1)「改正条例」について質問いたします。まず 1 点目、第 3 条「公益的法人等への長門市職員の派遣等に関する条例」の改正の内容についてお尋ねします。

椎葉総務課長 改正の内容につきましては、この改正条例の第 2 条では、公益的法人等、本市では長門市文化振興財団ですとか、アグリながとがこれにあたりますけど、こういった公益的法人等に派遣することができない職員を定めております。今回の定年引上げで 60 歳以降も役職を下りずにそのまま役職に留ま

る、特例任用される方につきましては、市として特例的に任用が必要ということで任用される方ということになりますので、この職員を派遣することというのは制度上ありえないということになりますので、派遣することができない職員の中にこの職員を含める改正をしたところでございます。

綾城委員 分かりました。続いて第 5 条「長門市職員の育児休業等に関する条例」の改正内容をお尋ねします。

椎葉総務課長 先ほどの公益的法人等への派遣等に関する条例の改正と同様、今回の定年引上げで 60 歳以降も役職を下りずに、そのまま役職に留まる特例任用される方につきましては、先ほど申しましたように市として特例的に任用が必要ということで任用される方ということになりますので、この方については育児休業が取得できる職員の対象から外す改正ということになっております。また、再任用制度につきましても今回改正されるということで、「再任用短時間勤務職員」というのが「定年前再任用短時間勤務職員」ということで用語のほうも変わってきますので、その改正を行うものです。

綾城委員 続いて、第 7 条「長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、こちらの改正内容についてお尋ねします。

椎葉総務課長 「長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきまして、職員の任免、給与、勤務条件などの状況を取りまとめたものをホームページや広報などを通じて公表しておりますが、この対象となる職員につきましては、再任用を含むフルタイムの正職員となりますので、再任用短時間勤務職員を除いておりますが、今回の制度改正で「再任用短時間勤務職員」が「定年前再任用短時間勤務職員」に変わりますので、この根拠となる地方公務員法の条文が条ずれとなりますことから、それに合わせて改正をするものでございます。

綾城委員 分かりました。では続いて、先ほど言いました 3 の「改正の内容」の中の (2)「管理監督職勤務上限年齢制の導入」について質問いたします。60 歳に達した課長補佐級以上の管理監督職は、原則主査級に降任となりますが、人材確保に困難な役職や特殊な役職に就いている者を他の職に異動することで、公務に著しい支障が生ずる場合は、1 年単位で降任時期を延期し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させる特例任用ができるというふうに記載されておりますけれども、これはたとえばこういった職業を指すのかお尋ねいたします。

椎葉総務課長 職員の職務上の特別な事情がある場合や職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難な場合で、降任、異動することにより著しい支障が生じる場合は管理監督職のまま勤務することが可能とされております。たとえば特別なプロジェクトを担当している職員ですとか、国家資格等を有していないと担任できない職員などでございまして、その職員を降任、異動すること

で著しい支障が生じる場合が想定されております。

綾城委員 では現在、この長門市役所で今課長が答弁された職に該当する役職はございますでしょうか。

椎葉総務課長 現時点では想定はしておりませんが、今後見込まれることということでございますと、保育園の園長職などが年齢構成等によりまして人材がいらないということも考えられますので、そういったときには該当する可能性がございます。

綾城委員 じゃあもう 1 点お尋ねいたします。今の改正の内容 (3)「定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入」について 1 点質問します。暫定再任用制度の導入とございますけれども、この場合の給与というのはどうなるのか、お尋ねいたします。

椎葉総務課長 暫定再任用職員の給与につきましては、現行の再任用制度の給与と同じ水準ということになります。条例改正に伴いまして、現行の再任用制度が廃止されますので、改正後の給与条例の定年前再任用短時間勤務職員の給与表を適用することとなります。

綾城委員 最後に 1 点です。改正内容の (5)「退職手当」についてです。60 歳のピーク時特例、退職金を 60 歳のピークに合わせてピーク時特例で退職金を積算するというふうになっておりますけれども、これ以降に働いた場合の年月分も退職金として上乘せして計算されるのか、お尋ねします。

椎葉総務課長 退職手当につきましては、委員ご案内のとおり、退職前のピーク時の給与をもとに算定されることとなりますが、61 歳以上の勤務された期間につきましては、原則退職手当の支給対象ということになります。ただ、勤務年数が 35 年未満の職員については延長後の勤務期間と延長前の勤務期間のこのそれぞれの支給率の差を 7 割水準の給与月額に乗じて得た金額が加算されるということになりますので、60 歳時点で 35 年勤務されている方はそれ以降勤務されても退職手当の支給率は変わらないということになりますので、60 歳時点で 35 年勤務がある方は退職手当には影響しないということになります。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 本条例の概要につきましては、議案参考資料 7 ページに記載しておりますが、先ほどの議案第 9 号の補足説明で申し上げましたとおり、定年引上げに伴う任期付職員に係る改正につきましては、本議案第 2 条において、地方公務員法の改正に伴う再任用職員に係る読み替え規定を改正するものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 11 号「長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案参考資料 7 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 12 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案参考資料 7 ページに記載のとおりでありまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 13 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題と

します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 本条例の概要につきましては、議案参考資料 5 ページ、6 ページに記載のとおりでございまして、先ほどの議案第 9 号の補足説明で申し上げましたとおり、定年引上げに伴う給与の改正につきましては、本議案第 2 条となりますので、その概要につきましては、議案参考資料 3 ページ及び 13 ページから 17 ページに記載をしております。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 14 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案参考資料 7 ページに記載のとおりでありまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 22 号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 追加議案参考資料の 1 ページから 2 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございませんが、先日 12 月 2 日に議員全員協議会で今回の組織改編のご説明をさせていただきましたが、その際にお示しした資料が内部協議の資料でございまして、今回新設で計画をしております産業政策課、企業誘致・まちづくり推進課の並びが逆になっておりました。一部議員の方からご指摘もいただいているところでございます。ここにお詫び申し上げます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 では、質問させていただきます。今、部長のほうから 12 月 2 日の全員

協議会で資料が示されました部課設置条例の改正案を提案したいという、12月2日に会期はじまりましたから、そこには企画政策課を企画政策課とデジタル戦略課、それから今おっしゃった産業戦略課を産業政策課と企業誘致・まちづくり推進課にすると。あわせて、部課設置条例の改正を必要としない組織改編の1つとして、健康福祉部の健康増進課に新たな班を1つつくったりとか、経済観光部の観光政策課のところに新たに観光振興班とかスポーツ交流班とかそういったものもあります。それからあとは上下水道局のところも令和5年4月からってような、これは条例改正によらないから内部的な話なんだけど、私思うんだけど、こういった来年の4月からの組織を改編するにあたって、12月定例会がはじまるまでに、こういう協議、しっかり中で協議をされて、当然議案として提案されるべきものだと私はずっと理解してたんですが、これが追加提案という形になってるっていうのはどういう理由からなんですか、一体。

椎葉総務課長 組織の改編につきましては、組織及び機構の改善を図るため、各課等の長から組織に関してヒアリングをした組織検討結果を副市長、委員長、それとあと部長級及び部次長級職員を委員として組織する長門市組織検討委員会におきまして、協議、調整を行った結果を市長に報告するとともに、それぞれの担当部長等とも協議、調整を重ねて最終的に組織改編に係る議案を提出しているところでございますが、この度組織検討委員会が出された意見を踏まえて、担当部長等と協議、調整を行いました、最終的な取りまとめに時間を要しましたことから当初の議案発送に間に合わず、追加提出となったところでございます。当初の発送に間に合わず委員の皆様には議案を確認する期間も短くなりまして、誠に申し訳ありませんでした。

林委員 理由は分かるんですけど、その時間を要したっていうのは、どういう理由からなんですか。これは定例会の時に最近追加議案、国の政策とか予算にもとづいてやるっていうのは分かるんだけど、緊急事件としてそれは扱うからいいんだけど、こういった問題は中の話だから、もうちょっとスピード感というか、それはしっかりした調整が要るんだろうけれども、そこで時間を要して議案発送が間に合わないとか定例会の提出議案として出せなかったっていうのは、何に時間を要するんですか。

椎葉総務課長 組織検討委員会につきましては、今回につきましては10月、それと11月に2回ほど開催しております。そこで出された先ほど申しましたように意見が出てきた中で、最終的に組織の形をどうするかっていうことで、今回組織を分けることになりますので、その中のどちらがどういった事務を分担するかっていうところを、担当課、担当部署のほうと協議、検討を重ねたんですけど、そこに最終的な結論に至るまでに時間を要してしまったということでございます。

林委員 分かりました。いずれにしても、なるべくこういう話というのはしっかり中で協議をされて、定例会の期日は決まってるわけだから、そこで出していきたい。このことによって、組織がその政策遂行に資するような組織改編であるから、それぞれの課が新設されたり、班が新設されたりするところは住民福祉の向上のために、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。部長の一言を聞いて質疑を終わります。

坂野企画総務部長 今いろいろご指摘をいただきましたが、もっとしっかり話し合って早いうちにお示しできるようにしていきたいと思います。

綾城委員 まず 1 点、坂野部長にお尋ねしますけれども、新たに 2 つの課が増えるというところで、デジタル戦略課、企業誘致・まちづくり推進課と、こちらを新設するというふうになっておりますけれども、改めてこの課を 2 つつくるんだという必要性についてお尋ねしたいと思います。

坂野企画総務部長 デジタルのほうは世の流れといいますか、昨年度室に昇格させて、なおかつもっと加速化させないといけない、庁内も外に向けてもということでもっと充実させていきたいという思いで課に昇格するという案を出させていただいたところです。もう一つにつきましても、市長の令和 4 年度の施政方針の段階で超高速通信に対応できる光ブロードバンドの環境の整備を追い風に、いろんな産業の分野でさらなる企業誘致等に取り組んでいきたいという強い思いを施政方針の中でお示しさせていただいたところでございます。そのあと民間との包括連携協定の締結も多くやってまいりましたし、都市部に集中しています情報通信関連企業等の誘致を積極的に進め、地元企業の生産性向上につなげるために企業の誘致、企業のニーズを把握したうえで、他の自治体に負けない、誘致するにあたっての優遇制度を創設するとか、いろんな考えがございまして、その旨施政方針の中でもお示しをしたところでございます。それと総合計画においても、本年 3 月に策定しておりますが、後期基本計画の重点施策に「さんぎょう・こよう」というものを掲げまして地域経済の活性化によるまちづくりを進めると、企業誘致による地域産業、地域経済の活性化をより一層進めるとさせていただいているところです。今後、俵山地区の小さな拠点づくりの構想や、それを具現化する、あと駅南地区周辺の再開発の事業調整等も見込まれますことから、やっぱりいろんな事業がありますから、様々な事業を加速化させて円滑に進めるために指揮命令系統を明確にしてこの分野の業務、企業誘致によるまちづくりの分野に特化した新たな体制を構築する必要があるとして、産業戦略課を再編し、企業誘致・まちづくり推進課を創設するという案をお示しさせてもらったところです。

綾城委員 続いてデジタル戦略課、先ほど坂野部長もおっしゃいましたけれども、光ファイバーもこれまでやってきて、中をよく知っているわけではないの

で私が見ている限りの話ですけれども、今までは光ファイバーを主に推進室は対応していたというふうに思います。デジタルの推進について、庁舎内のデジタル化ですよ、行政というか。特に何をされているっていうものがあまり見えてこなかったなというのがこの 1 年間の感想ではあったんです。なので、世の中の流れとはいえ、デジタル戦略課というのをつくられると。先ほど坂野部長も言われましたけど、来年度以降、行政サイドのデジタル化ということで具体的にどういったことをやっていかれるのかなと思って、そのあたり部長か課長か、分かる範囲でお願いします。

椎葉総務課長 行政のデジタル化というところもございますが、今各課からも、各課それぞれの業務におきましてもデジタル化というのが進んできておるかなとは思いますが。その中で各課からもいろいろデジタル化にあたって、やはり専門的な知識が不足しているですとか、そういったところの専門的な部署のサポートの体制というのをそういった求める声というのもけっこうございます。そういった中で今後課として昇格しましたら、その中の提携といいますか、中の連絡体制、横のですね。そういったところもしっかりとサポートできるようになるのかなと思いますので、そういった中でいろいろ、たとえば GIGA スクールですとか、あとは最近キャッシュレス等ございますけど、そういったところについても全庁的な統一的な目標の中で取り組んでいけるというところの体制ができるんじゃないかなと思っています。今年につきましては予算化しておりますが、キャッシュレスの導入というのを今デジタル推進室を中心として進めてきているところでございます。

綾城委員 じゃあ将来のデジタル化を責任を持ってデジタル推進課でやっていかれるということですね。分かりました。あと、2 課増えるということで、各課何名体制で業務遂行、推進を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

椎葉総務課長 まだ具体的な人数等については申し上げることはできないんですが、課が 2 つできるということになります。全体の定員適正化、職員の適正化というところもござimasので、そのあたりについては全体の職員数も考慮しながら適正な配置に努めていきたいというふうに考えております。

綾城委員 職員の人数のことを言われましたけれども、もう 1 点危惧するに、新しい課が増えると、課長さんが 2 つ増えると。私のイメージでいくと、課長さんには課長さんの仕事があると思うんです。下の方が細かいところをやっていくと。職員の人数ってそんなに新規採用ががんがん入ってくるわけでもなくて、職員さんの人数というのはそんなに確保も難しいと、少ないというふうに私は思っているんです。そういった中で、さらに 2 人課長職を取って、手となり足となり一生懸命働いてくれる職員さんの数がそれだけ減るというふうに私は受け取るんですけれども、そのあたりの体制ですよ。だから職員さんの人

数をある程度増やしていかないと、課を増やしていくっていうのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、体制についてはどういうふうに考えておられますか。

椎葉総務課長 委員おっしゃられるように、課ができるということになりますので課長が2名増えるということにはなりますけど、今組織全体で見たときに、課長級として主幹というポストもございまして、そういったところの課長と主幹というのは級としては同じところにはなるんですけど、それぞれの部署によりまして、そういった課長を補佐する立場ということで主幹というのも配置しておりますが、そういった組織全体で見たときにそのあたりの課長級の職員数というところも調整しながら全体の職員配置もしていきたいというふうに考えておりますし、あと、課長級の職員の仕事というところで言いますと、昔に比べましたら、私が言うのもあれかもしれないですけど、マネジメントっていうのが本来のところかなとは思いますが、だんだんプレイヤーと言いますか、より仕事をそれぞれ課長が担任する仕事、業務というところも最近増えてきているのかなと思いますので、課長もいろいろ業務を持ちながら、カバーしながら全体で業務を遂行していくというところになるのかなというふうに考えております。

上田委員 単純な話なんですけど、「戦略」というワードと、「政策」という言葉が微妙に入り混じっているんですけども、今年の一文字の「戦」という文字が入っているから何となく気持ちは伝わってくるんですけども、何か違いがありますか、大きく。

坂野企画総務部長 攻めの姿勢というかそういうものを感じていただけたらと思います。

上田委員 それは分かるんですけども、前にあった「産業戦略課」を「産業政策課」というふうに変えておられますよね。だから何か、今言われたように「行くぞ」というのが、もうある程度行ったからというような意味合いがあるのかなと単純に思ったんですけど、そういう何かちょっとした意味合いの違いみたいなものが、もしあれば。

坂野企画総務部長 今回、産業戦略課を2つに分けて再編したというところがあります。より目立つ部分と言ったらおかしいですけども、要は政策の柱となる部分を抜いて特化させたような構成になっておりますので、その部分を持出しにした関係で、政策をきちんとやっていこうという、ちょっと難しいんですけども、中で名前を決めるとき、結構名前で正直なところ時間がかかるんです。最終的には市長の判断をいただくんですけども、意味合いとしては抜いたところから目玉というか今まではそれが一緒になっていたから全体的な「戦略」だったんですけど、残った部分を「政策」として、しっかりきちんと

やっていこうということで理解していただければと思います。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 22 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

綾城委員 副市長にお尋ねいたします。今回は 2 課、デジタル推進課と企業誘致・まちづくり推進課、この 2 課の新設というところで分かりました。機構改革というところで、先ほど来も申し上げましたけれども、ヒストリアながともできた、文化行政の強化もしていくんだらうというふうに思っているんですけども、そういった中で、この文化については観光課と切り離して 1 つの課にして推進していくということが適しているんじゃないかなというふうに個人的には思っていて、そのあたりの機構改革というか、そのあたりはどういうふうな思いがあるのかなと思ひまして、副市長にご意見を聞いてみたいと思います。

大谷副市長 それでは私からお答えをさせていただきます。実は先程、林委員から苦言と言いますか、ご指摘をいただいたことにも関わることでございますけれども、実はこの度の組織改編の検討にあたっては、綾城委員がおっしゃったように、私自身、文化なりスポーツ、こういった分野についてある意味独立した機関が必要ではないかということを常々考えておりました。県におきましても、観光スポーツ文化部という形で独立した部ができております。そうした中、これはひとえに教育委員会の生涯学習・文化財課の存立問題にも関わってまいります。県で言えばこの文化行政、本来は県教育委員会の中にあつたんですけれども、美術館の管理をはじめ、文化財についても今、知事部局に移っている段階でございます。そういった中で、今、観光政策課の中に文化が入っておりますし、ある意味スポーツも担当しております。しかし、いわゆる社会教育としてのスポーツ、生涯教育としてのスポーツはいまだ教育委員会の生涯学習・文化財課が所管しております。こういったところを、教育委員会との間を越えて効率化できないものか、実はこの点について議論を重ねていたこともあって、今回、追加提案という形になったものであります。結果的には、観光政策課の中に文化、それからスポーツの担当班を独立させるという形で決着を見たところではありますけれども、今委員のご指摘がありましたように、来年度も引き続き、この文化、そしてスポーツ、こういったものをどういった形で所管させるのか、その担当部局がどうあるべきか、これは引き続き議論をするつもりでおりますので、その点ご理解を賜りたいと存じます。

中平委員長 ほかに、今一度、御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

中平委員長 次に、議案第 23 号「長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 追加議案参考資料の 3 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 23 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 24 号「長門市情報公開・個人情報保護審査会条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 追加議案参考資料 4 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 24 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 43 —